

質問回答

2015年8月11日

「(案件名)ブルキナファソ国村落給水施設管理・衛生改善プロジェクト・フェーズ2」

(公示日:2015年7月29日/公示番号:150566)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	(p14)業務指示書「第2 業務の目的・内容に関する事項」「5. 実施方針および留意事項」「(5) 南部中央州における対象地域」	同州でのパイロットコミュニティは最大コミュニティとされていますが、他方で南部中央州におけるベースライン調査後、人的投入可能量と時間を考慮の上、改めて同要望について JICA と共に検討し、必要に応じてコミュニティの追加を行うこととされています。支援対象コミュニティの追加が決定した場合、必要な投入(再委託含む)は契約変更により追加され得るとの理解で宜しいでしょうか。	そのような理解で結構です。
2	(p14)業務指示書「第2 業務の目的・内容に関する事項」「5. 実施方針および留意事項」「(7) 井戸の改修工事」	15年程度経過した深井戸で貴指示書に記されている条件を満たした井戸に対する改修の実施を検討する、とありますが、改修検討対象の深井戸は、我が国無償資金協力によって整備されたものに限定されるのか、それとも「ブ」国政府や他の開発パートナーの支援による井戸も含まれるのでしょうか。また、深井戸改修サイトの検討対象地域は、本プロジェクト対象である中央プラトー・南部中央両州に限定されるのか、あるいは我が国無償資金協力の対象サイトすべてが検討対象となるのでしょうか。	現時点では、基本的に我が国無償資金協力で建設した深井戸のみを対象にすることを考えています。また、対象地域は本プロジェクトの対象である南部中央州及び中央プラトー州の2州に限定されます。

3	(p25)業務指示書「第2 業務の目的・内容に関する事項」「7. 成果品等」「(4)JICAプロジェクトブリーフノート」	JICA プロジェクトブリーフノートは日本語、英語の両方で作成となっていますが、仏語での作成は必要ないという理解で宜しいでしょうか。	ブリーフノートについては、日本語、英語の他に仏語での作成も加えてください。 ※本件に関連し、業務指示書を修正の上、再配布致します。
4	(p28)業務指示書「第3 業務実施上の条件」「7. その他留意事項」「(2)業務用資機材」	貴指示書に示されている業務用資機材の仕様についてご教授頂けますでしょうか。	「業務用資機材」に記載した各種資機材は、業務従事者が業務を遂行するにあたり必要となる資機材を想定しています。業務遂行上必要される仕様を提案の上、見積を作成願います。
5	(p28)業務指示書「第3 業務実施上の条件」「7. その他留意事項」「(2)業務用資機材」	コンサルタントに調達を委託する供与機材として専門家用プロジェクト車両を別見積として計上することとされておりますが、車両保険代については本見積に計上するという理解で宜しいでしょうか。	車両保険代についても別見積に計上願います。
6		各種免税処置の有無と本プロジェクトへの適用の可否について確認させて頂けますでしょうか。	参考資料「Record of Discussion on Project for enhancement of water supply facilities management and hygiene and sanitation in rural area phase II (PROGEA II)」第3章1. (1)及び2. (1)から(5)に記述されているブルキナファソ政府負担事項をご参照下さい。

以上